

新型コロナウイルス感染症対応看護職員等派遣支援事業実施要綱

制定 令和3年3月23日付け医政第1732号

第1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に医療機関の看護職員等が感染（発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われた場合を含む。）するなどして、医療機関の看護職員等が不足した場合に、岩手県が公益社団法人岩手県看護協会（以下、「看護協会」という。）の協力を得るなどして、他の医療機関から看護職員等を派遣する事業に関し、必要な事項を定める。

第2 派遣対象施設

派遣対象施設は、看護職員等が感染症に感染し、若しくはクラスターが発生し、又は感染症に感染した透析患者の入院を受け入れた県内の医療機関で、業務を継続するために看護職員等の派遣が必要と認められる医療機関（以下「受援医療機関」という。）とする。

ただし、県立病院間及び同一法人・グループ内で派遣を受ける部分は対象外とする。

第3 派遣手続等

(1) 看護職員の派遣（看護協会の協力を得て行う派遣調整）

ア 看護職員の派遣に協力する医療機関（以下「協力医療機関」という。）の長は、看護協会に対し、様式1-1により派遣職員の登録を行うものとする。

イ 看護職員の支援が必要な医療機関の長は、岩手県知事（以下、「知事」という。）に対し、様式2により派遣要請するものとする。

ウ 知事は、様式2を看護協会と共有し、看護職員の派遣が必要と認められる場合は、看護協会と支援内容について協議するものとする。

エ 看護協会は、イの要請に基づき、派遣職員の登録を行った協力医療機関と受援医療機関との間で派遣調整を行う。

オ 調整の結果、職員の派遣が可能となった協力医療機関は、様式1-2を看護協会に提出し、看護協会は、その内容について知事に報告を行うものとする。

カ 前項の報告を受けた知事は派遣を決定し、協力医療機関の長に派遣依頼をするものとする。

キ 前項の通知を受けた協力医療機関（以下「支援医療機関」という。）の長は、受援医療機関に対して看護職員を派遣し、業務の支援を行うものとする。

(2) 看護職員以外の職員の派遣（岩手県が行う派遣調整）

ア 看護職員以外の有資格の医療従事者（医師を除く。）（以下「看護職員以外の職員※」という。）の派遣に協力する協力医療機関の長は、岩手県に対し、様式3により派遣職員の登録を行うものとする。

※ 看護職員以外の職員は、受援医療機関において業務を継続するために、特に必要と認められる医療従事者を想定するもの（例：透析業務に従事する臨床工学技士）。

イ 看護職員以外の職員の支援が必要な医療機関の長は、知事に対し、様式2により派遣要請するものとする。

ウ 知事は、様式2の内容を検討し、受援医療機関に該当すると認められる場合は、協力医療機関と受援医療機関との間で派遣調整を行い、派遣が可能となった場合、協力医療機関の長に派遣依頼をするものとする。

エ 前項の通知を受けた支援医療機関の長は、受援医療機関に対して職員を派遣し、業務の支援を行うものとする。

第4 看護協会における対応

(1) 協力医療機関の登録及び名簿管理

看護協会は、協力医療機関の登録に際して、応援派遣の概要について医療機関に説明を行うとともに、第3(1)アによる登録があった場合には、協力医療機関の情報を整理し、保管するものとする。

(2) 新型コロナウイルス感染症に対応できる看護職員の育成

看護協会は、新型コロナウイルス感染症に関連する研修や情報提供等により、新型コロナウイルス感染症の拡大時に看護による支援活動に従事できる看護職員を育成する。

(3) 派遣の準備

看護協会は、第3(1)エの派遣調整結果に基づき、派遣が決定した支援医療機関に対し、支援期間、支援先（受援医療機関）、支援内容及び持参物品等を連絡する。

第5 その他派遣支援に係る留意事項

(1) 登録要件

ア 新型コロナウイルス感染症対策のために看護職員等を必要としている他の医療機関に対し、看護職員等を派遣することが可能であること。

イ 実務経験が一定程度あり、感染症対応が可能な看護職員※の選出が可能であること。

※ 認定看護管理者、感染管理の認定看護師のほか、感染管理やPPEの着脱等に関する研修修了者等を想定。

ウ 登録に関する病院長の承諾があること。

エ 原則1週間程度（休日含む）の派遣が可能であること。

(2) 看護職員を派遣中の支援医療機関における施設基準の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等に職員を派遣したことにより、職員が一時的に不足し入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については、当該保険医療機関の入院基本料に係る施設基準について、臨時的な対応として以下のとおり取り扱われるもの。

ア 月平均夜勤時間数について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当分の間、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第2号。以下「基本診療料の施設基準等通知」という。）の第3の1(1)の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとする。

イ 1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）

の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、基本診療料の施設基準等通知の第3の1(3)及び(4)の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとする。

【出典】令和2年8月31日付け厚生労働省保健局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」

(3) 派遣中の看護職員等の業務の取扱いについて

派遣中の看護職員等の業務については、県内の新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び地域医療の確保を目的として、受援医療機関、支援医療機関及び看護協会との調整により合意された業務を行うものであり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号に規定する労働者派遣には該当しないもの。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

第2条

- 1 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

(4) 受援医療機関における感染管理対策について

クラスターが発生した受援医療機関に対し、いわて感染制御支援チーム（ICAT）のメンバーを中心とした感染制御班と入院等搬送調整班等のメンバーの医療搬送班で構成する「いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォース」を派遣し、受援医療機関における感染管理対策を徹底する。

第6 新型コロナウイルス感染症対応看護職員等派遣支援事業費補助金

支援医療機関による受援医療機関への看護職員等の派遣に対し、岩手県は新型コロナウイルス感染症対応看護職員等派遣支援事業費補助金交付要綱に基づき、支援医療機関に対して補助金を支給するものとする。※ 補助金の概要は、別紙のとおり。

第7 協議

この要項に定めのない事項又はこの要項に関し疑義が生じた事項については、岩手県と支援医療機関若しくは受援医療機関、看護協会が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症対応看護職員等派遣支援事業費補助金

1 基準額

44,160円(1人/1日あたり)×支給対象日数※

※ 支給対象日数

- ・受援医療施設における勤務日数(派遣に係る移動期間及び派遣期間中の休日を含む。)
- ・派遣終了後、職場に復帰するまでの待機日数(派遣職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の療養期間を含む。)

2 補助対象経費

支援医療機関における受援医療機関への看護職員等の派遣に要する以下の経費とする。

ただし、補助金は派遣経費の多寡に関係なく、県は補助基準額を支払うものとする。

(1) 派遣職員に対する給料

派遣中の給料には、受援医療機関における勤務期間のほかに、派遣終了後、職場に復帰するまでの待機日数分の給料も含まれるもの。

(2) 派遣職員に対する手当(特殊勤務手当等)

当該手当は、給与規程に規定する手当に限らず、一時金として支給する形でも構わないものとする。

(3) 派遣職員の旅費

旅費には、交通費のほかに、宿泊費も含まれるものとする。

(4) 派遣職員のPCR検査費用

派遣前や職場復帰前のPCR検査費用なども対象とする(派遣中若しくは派遣終了直後のPCR検査は行政検査での実施を予定)。

(5) 派遣職員を被保険者とした傷害保険料

【参考情報】

岩手県医師会を通じて、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の補償に対応した傷害保険に申込が可能。岩手県医師会斡旋による傷害保険料は下表のとおり。

保険期間	保険料
7日	10,750円
15日	16,050円

(6) その他職員の派遣に伴い生じた経費

支援医療機関の派遣職員以外の職員に対する慰労金等も対象となるもの。

3 補助金受給にあたっての留意事項

支援医療機関は、派遣職員に対して、当該派遣業務に対する手当を支給すること。

手当の支給状況については、事業実績書の添付書類(職員の派遣期間がわかる資料(勤務シフト表等)、職員に対する手当支給額がわかる資料(給料明細等))により、確認するものとする。